高病原性鳥インフルエンザ対応
防疫対策本部会議（第４回）

時間：平成２２年１２月２４日
午後５時～
場所：鳥取県災害対策本部室
（県庁第二庁舎３階）

農林水産部畜産課

配席図

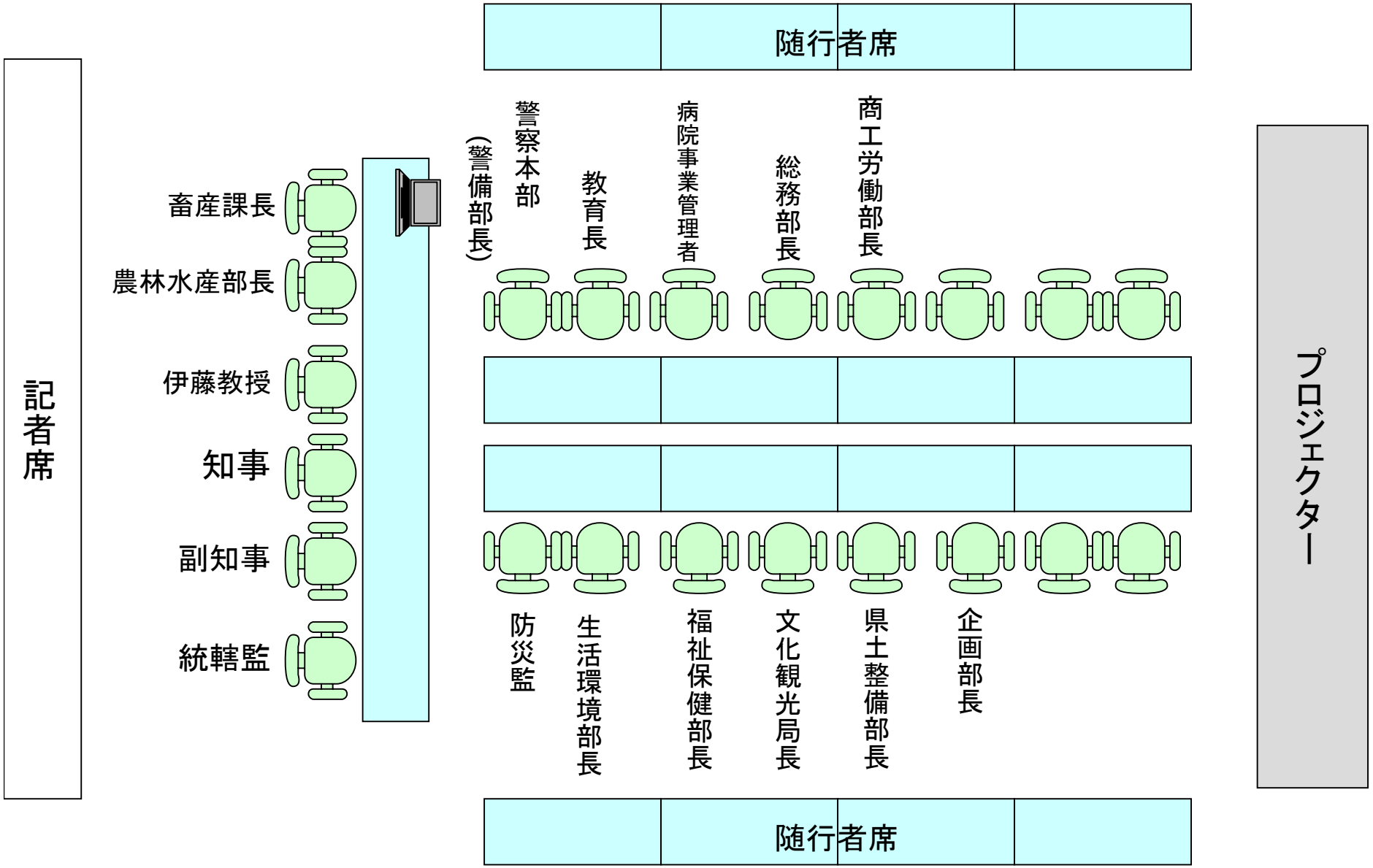
随行者席
警察本部（警備部長）
教育長
病院事業管理者
総務部長
商工労働部長
畜産課長
農林水産部長
伊藤教授
知事
副知事
統轄監
防災監
生活環境部長
福祉保健部長
文化観光局長
県土整備部長
企画部長
随行者席
記者席
プロジェクター

会 議 内 容

１　本県の対応経過

（１）島根県安来市における鳥インフルエンザ

（２）米子市（ｺﾒﾊｸﾁｮｳ）で発生した鳥インフルエンザ

２　今後の対応方針

（１）島根県安来市における鳥インフルエンザ

（２）野鳥に関する今後の対応方針

３　初動防疫に係る課題等

４　その他

1　本県の対応経過 (1)

（1）島根県安来市における鳥インフルエンザ

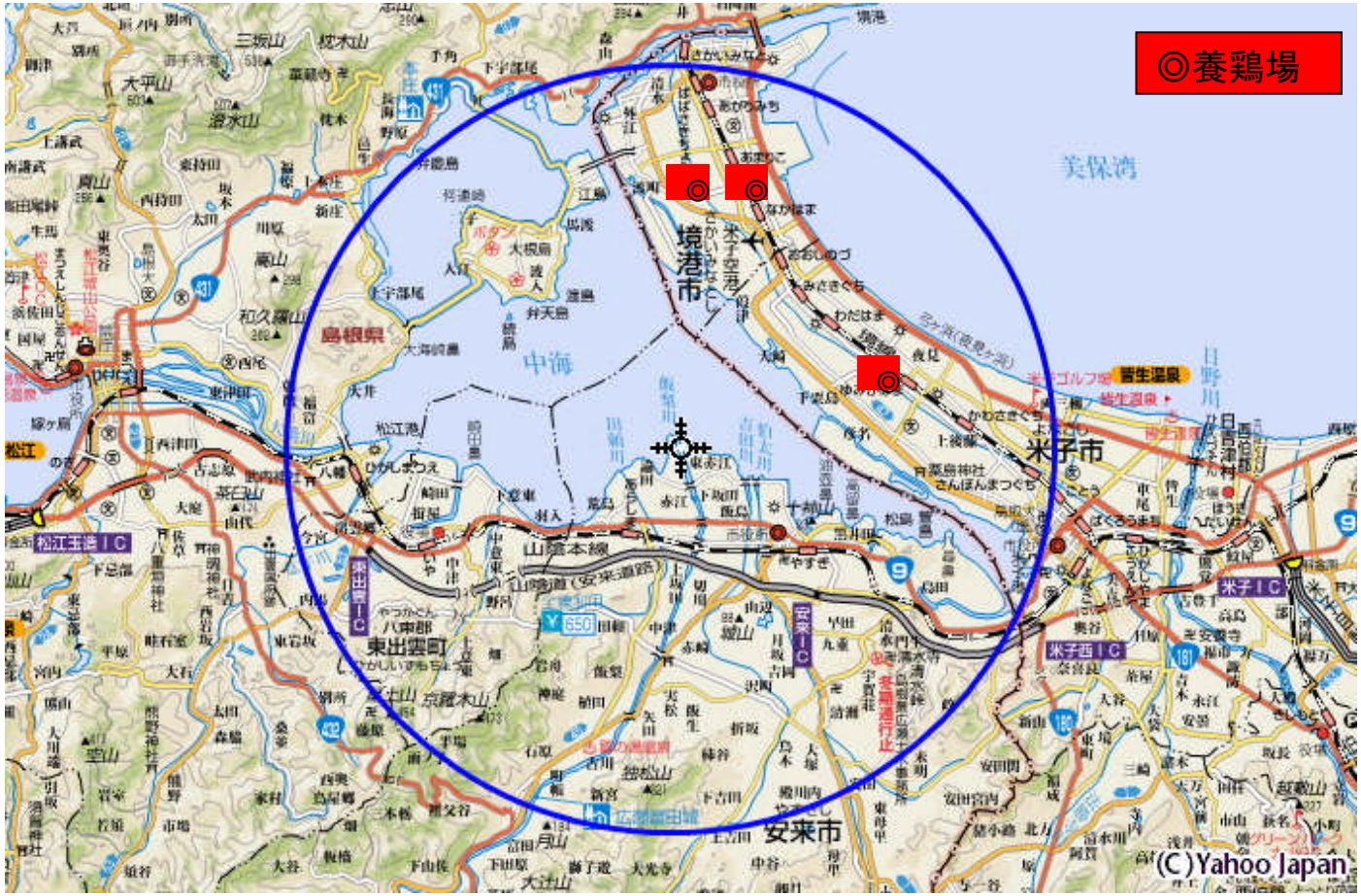

H22.11.29　島根県公表（島根県安来市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑い強）

移動制限区域内3農場立入検査→異常なし

島根県安来市で発生した高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議開催

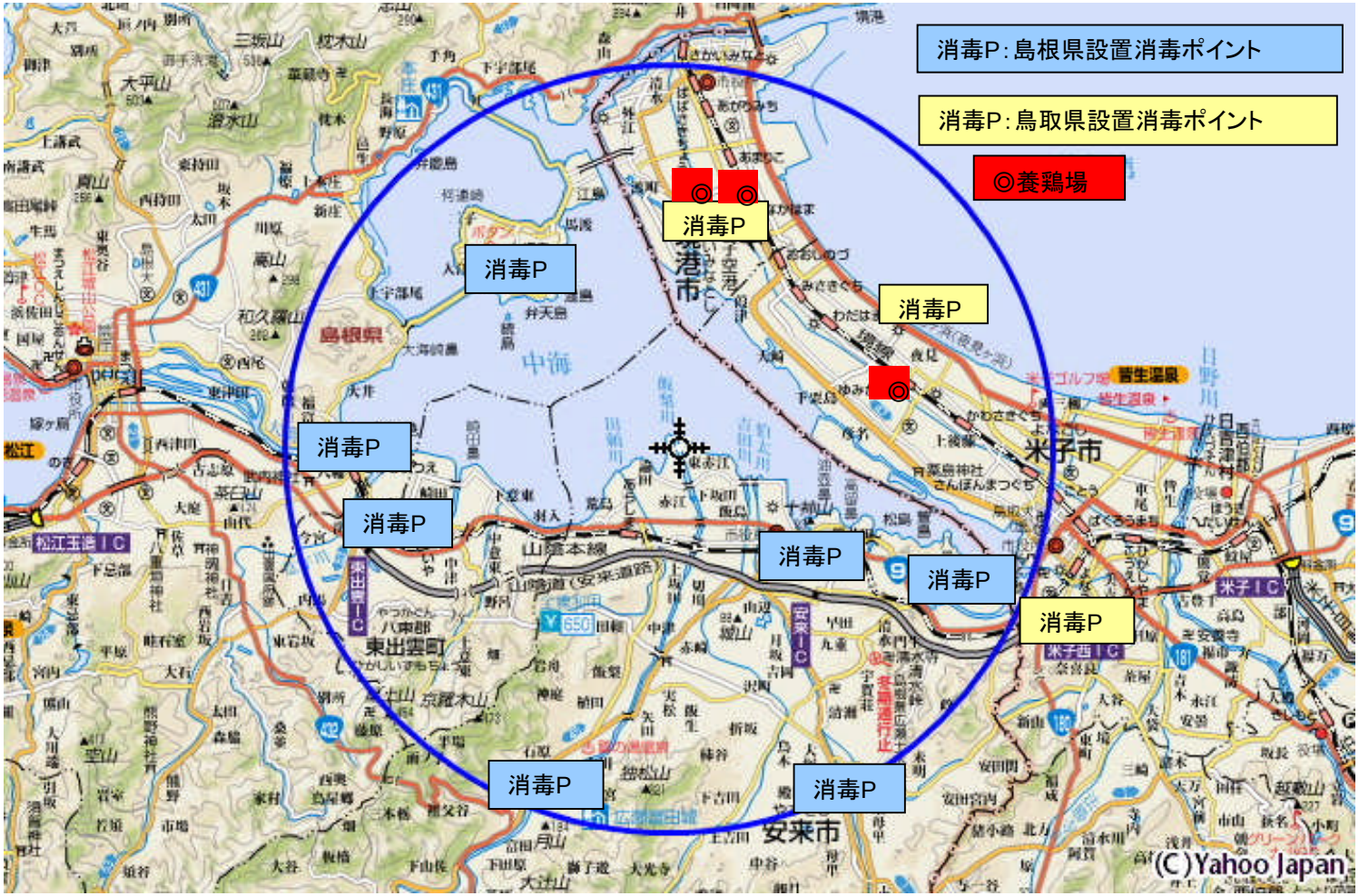

H22.11.30　疑似患畜確定

県内養鶏農家緊急調査→全戸（88戸）異常認められず

移動制限区域内愛玩鶏、愛玩鳥の発生状況検査採材→12/6異常なし

高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議開催

H22.11.30　消毒ポイント稼働（竜ヶ山、陰田、弓ヶ浜）７時～２１時

３人体制（12/7から県、米子市、境港市、JA西部が合同で実施）

H22.12.2　３農場抗体検査陰性、ウイルス分離検査陰性

高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議開催

「安全宣言」

H22.12.3　３農場の鶏卵出荷再開

H22.12.3　県内養鶏農家防鳥ネット立入検査→12/7終了　16戸改善確認

H22.12. 7　県内養鶏農場消毒命令(12/10~12/31)

　　消石灰12/14配布終了

H22.12. 8　鳥取県家畜伝染病対策会議開催（県、市町村、関係団体）

H22.12.17　清浄性確認検査（2回目）採材終了→12/21異常なし

H22.12.27　移動制限解除

1　本県の対応経過 (2)

（2）米子市（コハクチョウ）で発生した鳥インフルエンザ

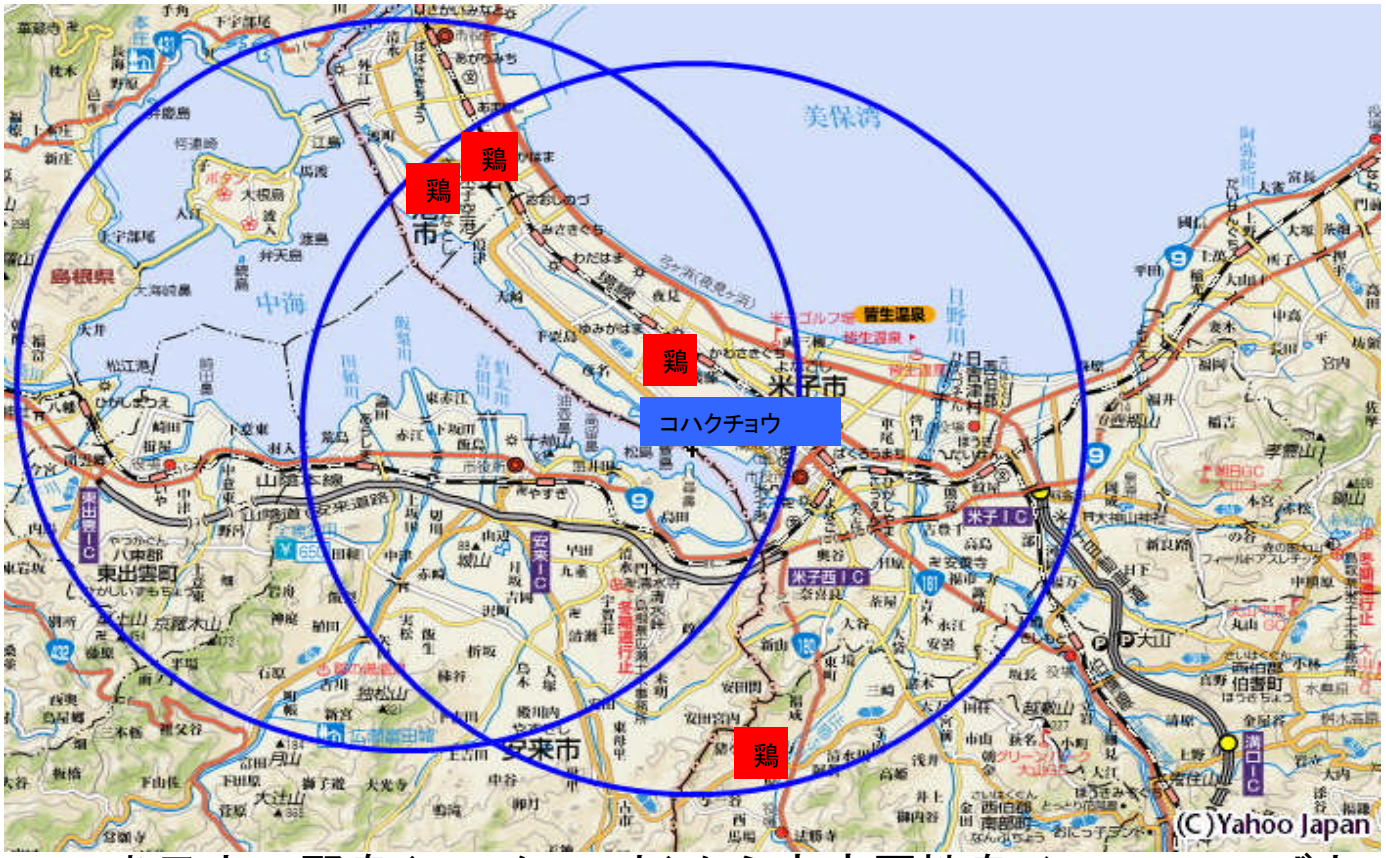

H22.12.18　米子市の野鳥（コハクチョウ）から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）検出

監視区域設定。区域内の４農場へ聞き取り→異常認められず

死亡野鳥監視

高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議開催

H22.12.19　監視区域内の家きん及び愛玩鶏調査→34戸異常認められず

死亡野鳥監視→31羽回収し、回収地点周辺を消毒。

検査不能個体以外を鳥取大学に搬送12/20

①野鳥

監視活動期間：12月19日から23日

監視状況　　：収容羽数91羽　うち検査予定63羽

（主な種名：ｼﾛﾊﾗ、ﾂｸﾞﾐ、ｶﾗｽ、ｽｽﾞﾒ、ﾋﾖﾄﾞﾘほか）

※異常が認められるような死亡野鳥の発見はない

②家きん

調査戸数61戸　全て異常なし

③愛玩鳥

民間　12件　全て異常なし

保育所等社会福祉施設　26施設　全て異常なし

小中学校　19校　全て異常なし

２　今後の対応方針 (1)

（１）島根県安来市における鳥インフルエンザ

①移動制限区域の解除（１２月２７日（月）午前０時予定）

鳥取県から農林水産省へ移動制限期間を２６日までとする旨の協議を行い、妥当との回答（１２月２４日（金））

②県内養鶏農場の指導の継続

県内養鶏農場（８８農場）における野鳥の進入防止、消毒の徹底、早期通報の徹底について指導を継続

③監視区域

国の防疫指針に基づき監視区域（半径１０km）とした地域の家きん、愛玩鳥は全て異常なし。

監視区域の監視は当面継続し、環境省のレベル（現在レベル３）、の変更を参考とし、取り扱いを検討

２　今後の対応方針 (2)

（１）島根県安来市における鳥インフルエンザ　（続き）

④消毒薬の配布

ア）養鶏農場への消石灰の追加配布（１２月～１月）
イ）愛玩鳥飼養者の希望者に対する消毒薬の無償配布
　（市町村を通じて、１２月～１月に配布）

⑤防鳥ネット整備に対する支援

防鳥ネットの改善整備が必要な農場に対して、防鳥ネットの購入に要する経費を助成

⑥移動制限区域内の農場への助成措置

移動制限区域の設定に伴い、売り上げ減少等の影響を受けた3戸の農場に対して、国及び県が補てんを行う。~~（1月以降）~~（１月中）

2 今後の対応方針 (3)

（2）野鳥に関する今後の対応方針

①監視強化区域は当面継続
- ・安来市を中心とする半径10kmの区域
- ・米子市を中心とする半径10kmの区域

②監視体制

県
- ・県民からの通報による収容体制は環境省マニュアルに従い継続

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（環境省）
- ・自然保護監視員によるパトロール

環境省
- ・1月10日まで3日に1回程度の巡視体制

③検査体制

12月27日まで（26日収容分まで）鳥取大学へ死亡個体を送付

12月28日以降（27日収容分から）県による簡易検査の実施

陰性：検体を国立環境研究所に送付

陽性：検体を鳥取大学に送付

3　初動防疫に係る課題等（1）

各部局における鳥インフルエンザ対策の課題及び今後の対応方針

項目	課題	今後の対応方針	所属
情報伝達	緊急対応時の連絡体制の整備	庁内への情報提供・連絡は、内容（取扱注意等）に配慮の上、担当者だけでなく、複数人に行う。	商工労働部、農林水産部、中部総合事務所
	情報共有・連絡体制の徹底	・市町村、隣県、国等への情報提供・連絡体制を整備・強化する。 ・情報収集・発信の役割分担を明確化する。 ・隣県等で発生した場合、移動制限区域内外を問わず全総合事務所に連絡する。 ・本庁・各総合事務所に情報総括者を配置する。 ・家きん・野鳥・愛玩鳥を問わず、対応窓口を一本化する。	防災局、総務部、福祉保健部、農林水産部、県土整備部、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所
	迅速な情報伝達	・各所属で把握した情報は、速やかに関係者へ伝達する。 ・本部会議等はインターネット放送を利用し、庁内外の関係者が迅速に情報収集できるようにする。	農林水産部、教育委員会、東部総合事務所、警察本部

3　初動防疫に係る課題等（2）

各部局における鳥インフルエンザ対策の課題及び今後の対応方針（続き）

項目	課題	今後の対応方針	所属
体制整備	庁内の体制整備	・近隣の総合事務所間の連携を強化する。 ・役割分担を明確化する（全庁内、部局内）。 ・対策本部委員の見直しを行う。	企画部、商工労働部、農林水産部、八頭総合事務所、日野総合事務所
動員計画	専門的な役割に従事する職員の確保	発生地域外の市町村等に対しても、動員要請することを検討する。	中部総合事務所
	動員に係る準備体制の整備（連絡事項の伝達、輸送手段・宿泊場所の確保等）	・連絡事項等のひな形を作成しておく。 ・本庁が、現場での輸送手段や宿泊場所の確保を支援する。 ・各部局に対し、職員の住居地等に極力配慮した動員者選定を行うよう求める。	総務部、農林水産部、西部総合事務所
野鳥等の対策	野鳥及び愛玩鳥に対する対応	・新たに強毒性が発生した場合、6班体制（2名／班）での監視を行う。 ・住民への周知を徹底し、通報による収容に重点を置く。 ・自然保護監視員による巡視を行う。 ・愛玩鳥については、動物取扱業者の飼育鳥及び獣医師に持ち込まれた鳥に異常があった場合の連絡体制を継続する。	生活環境部

3　初動防疫に係る課題等（3）

各部局における鳥インフルエンザ対策の課題及び今後の対応方針（続き）

項目	課題	今後の対応方針	所属
その他	鳥インフルエンザマニュアルの改正	・口蹄疫マニュアルと同様に、畜産課が標準マニュアルを作成し、それを基に各総合事務所等が現地対策マニュアルを作成する。 ・発生時の具体的な行動イメージを記載する。	農林水産部、東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所
	仮汚染物質（鶏糞、羽等）の流通状況の把握	・流通状況を把握するためのシステムの構築等を国（農水省：家伝法関連）に要望する。 ・県では独自に県に生産の登録又は届け出する肥料について、任意で鶏糞・羽等の入手先を聞き取り、記録する。	生活環境部
	風評被害の防止	・県ホームページ等での鶏肉・鶏卵の安全性の広報及び食の安全に関する相談窓口の設置を継続するとともに、小売表示を監視する。	生活環境部
	備蓄物資の確保	・消耗品を含めた備蓄物資の充実を図る。 ・ホームセンター等との協定の検討。	農林水産部、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

＊所属欄は、課題等を提示した部署を記載。